

世田谷区立図書館条例の一部改正について

(付議の要旨)

第2次世田谷区立図書館ビジョンの運営方針に示す民間活力の活用等による運営体制づくりの推進に向けて、地方自治法第244条の2に規定する指定管理者制度の適用に必要な規定等を追加するため、世田谷区立図書館条例の一部を改正する。

1 主旨

区では、平成16年8月に「指定管理者制度導入に係る指針」を策定し、平成17年度より指定管理者制度を段階的に導入してきている。

第2次世田谷区立図書館ビジョンでは、基本理念である「知と学びと文化の情報拠点」の実現に向け、区民の多様化するニーズを的確に捉え、図書館サービスの向上や効率的で持続可能な運営の視点から、民間活力の活用等による運営体制づくりを計画的に推進することとしている。

民間活力の活用にあたり、指定管理者制度を適用できるようにするため、世田谷区立図書館条例の一部を改正する。

2 改正内容

指定管理者に図書館の管理を行なわせることができる規定のほか、指定管理者制度関連規定等を追加する。

※詳細は別紙1「新旧対照表(案)」のとおり

3 指定管理者制度の適用による効果等

公立図書館は図書館法の規定により「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とされる無料施設であるが、限られた運営財源の中で、指定管理者自らが創意工夫し、最大の効果をあげるための事業運営や管理運営の展開を図ることによって、以下の図書館サービスの向上が期待できる。なお、指定管理者制度の適用については、別紙2「図書館への民間活力の活用にかかる考え方」とおりである。

- (1) 開館日の拡大と開館時間の延長
- (2) 図書館業務運営の効率化
- (3) 新しい図書館サービスの導入

4 今後のスケジュール

平成27年9月上旬	文教委員会報告(第3回定例会提出予定案件「条例改正」)
9月	第3回区議会定例会(条例改正案提案)